

総務建設常任委員会《行政視察報告書》

日 程：令和6年10月24日（木）

視 察 先：福岡県志免町

視 察 目 的：播磨町に新たな地域公共交通システム導入のための調査研究、情報収集を目的とする。志免町A I オンデマンド型交通「のるーと志免」の試乗と車両・運行形態などの調査を行う。

志免町概要

志免町は町域の南部と西部に丘陵地帯があるものの、おおむね平坦な町である。面積は吉富町、糸田町に次いで福岡県下で3番目に狭い町（8.69平方キロメートル）である。人口は令和6年4月1日時点で46,388人である。人口密度は、1平方キロメートル当たり5,338人であり、全国の町村並びに鉄道路線の存在しない市町村の中では最も高い町となっている。

視 察 内 容

1 A I オンデマンドバス「のるーと志免」の導入のきっかけ

平成16年度福祉課所管から運行開始した福祉巡回バスの運行は、意見や要望により改修を行い、より利用しやすい形になるよう運行しており、令和2年度にバス停計33か所の移設と増設の大改修を行った。

路線バスが通っていない地域からは「新しい交通の仕組みを考えてほしい」などの意見が挙がった。また、運行している車両自体も導入してから10年が経過するタイミングであったため、新たな地域公共交通システムの導入の検討を令和4年9月から開始した。

2 のるーと志免の運行形態

- ① 運行事業者は、隣の宇美町で既にのるーとを運行していた2事業者（株式会社木村タクシー、合屋タクシー株式会社）に依頼し、運行区域は志免町内全域となっている。車両については、ハイエース9人乗り3台を町が購入し、運行事業者に貸与する形となっている。
- ② 運行時間と乗降場所は、月曜日から土曜日8時30分から18時30分まで。乗降場所は全213か所となっている。
- ③ 予約方法は、志免町公式LINE、専用アプリ、電話の受付となっている。LINE、アプリは24時間受付、電話は平日9時から17時で受付。いずれも乗車日の7日前から予約できる。
- ④ 運賃は、1回200円（障がい者・小学生は100円、未就学児は無料）となっている。

3 のるーと志免の経費等について

- ① 令和5年度の概算導入経費は、車両・タブレット購入費約3千万円、乗降場所設置費約370万円、システム構築費・プロジェクトマネジメント費等で約1千210万円、コールセンター・LINE・関連機器導入費約310万円、PR費用等約90万円で、総額約4千980万円となっている。財源は一般財源とデジタル田園都市国家構想交付金(補助率2分の1)を利用している。
- ② 令和6年度の概算ランニング経費は、車載タブレット通信費約35万円、システム利用・運行支援・運行委託料約1千400万円、IC決済機器リース料、使用料約190万円、運行負担金約2千900万円で、総額約4千500万円となっている。財源は一般財源と福岡県生活交通確保対策補助金(補助率5分の1)を利用している。

主な質疑応答

Q AIの管理体制はどのようにされているのか。

A AIを含むシステム管理は、システム提供元であるネクスト・モビリティ株式会社を軸に、日々の運行の中で不具合が起きていないか、役場・運行事業者の3者で確認を行っている。乗務員管理は運行事業者に一任している。

Q 乗車場所へのバス到着時間は、アプリ・電話ともに予約時すぐに確認できるのか。

A LINEや専用アプリに乗車希望時間を入力後、すぐに画面に反映される。電話予約についても、同じシステム上で予約を取っているため、同様にすぐ案内できる。

Q 一般タクシーとの兼ね合いは。

A 志免町内には1社のみタクシー事業者があり、志免町地域公共交通会議にも参画いただき意見を求めたところ「志免町内での配車依頼を受けることは少ないため、特に問題はない」との回答であった。

Q 今後の展望は。

A まずは、多くの利用者が町内の移動を円滑にできるよう、現在の体制整備を進めていくことが重要だと考えている。そこから、近隣のイオンモールや、その他施設等への乗り入れについて検討し、より利便性の高い交通を作り上げたい。

総務建設常任委員会 《行政視察報告書》

日 程：令和6年10月25日（金）

視 察 先：福岡県糸田町

視 察 目 的：播磨町に新たな地域公共交通システム導入のための調査研究、情報収集を目的とする。糸田町予約型乗合交通サービス「いっとこカー」の車両や運行形態などの調査を行う。

糸田町概要

福岡県のほぼ中央、筑豊地区にあり、県内で2番目に小さい町（8.04平方キロメートル）である。主な基幹産業は農業で、進む高齢化が課題になっている。第3次産業の就労者比率が最も高い状況である。人口は令和6年9月末時点で、8,309人で高齢化率37.9%となっている。

視 察 内 容

1 糸田町の主な公共交通について

- ① 鉄道 平成筑豊鉄道、町内に3駅あり。
- ② 路線バス 西鉄バス令和5年9月30日付で廃止。
- ③ 特急バス 西鉄バス。
- ④ 福祉バス 糸田町社会福祉協議会で4ルート運行、利用者は一日約50～60人。
- ⑤ タクシー 地元事業者。

2 糸田町地域公共交通計画について

糸田町地域公共交通計画策定の背景には、公共交通利用者の減少により、交通事業者の採算が取れなくなったことがある。路線維持が困難となった西鉄バス路線は廃止となった。糸田町を取り巻く公共交通ネットワークの再構築が求められているため、新たな移動手段の実現に向け「糸田町地域公共交通計画」の策定を行う。

3 新たな移動手段の導入について

「たくさんの人で使い・守る みんなにやさしい公共交通の確保」を基本方針とした。

令和5年9月30日路線バス廃止後の移動手段確保のため、新たな移動手段として「予約型乗合交通」を導入した。

利用者や事業者、行政の混乱を避け持続可能な公共交通システムを構築するため、実証運行を通じた段階的な導入を実施した。

利便性・効率化を追求した新技術（ICT技術、AIなど）の導入。

既存交通サービスとの接続向上による町内と町外とのアクセス性の確保を

目指す。

4 新交通サービス「いっとこカー」の運行について

令和6年10月1日より、AIオンデマンド形式による予約型運行サービスを開始した。これはAIが配車管理を行い、最適な運行ルートを自動選択してくれる。

- ① 運行期間 令和6年10月1日(火)より開始。
- ② 運行日 月曜日から金曜日まで(祝日・12月29日～1月3日を除く)。
- ③ 運行時間 8時から17時まで。
- ④ 利用料金 町内は一律200円、町外は200円から1,000円となっている。
- ⑤ 予約方法 電話、ウェブ(1週間前から当日まで予約可)。
ファックス(1週間前から2営業日まで予約可)。
- ⑥ 運行エリア 町内全域と田川市の一部(4か所)。
- ⑦ 乗降場所 自宅(自宅近く)か停留所(ミーティングポイント)。
- ⑧ 使用車両 エスティマ1台(乗客5人乗り)、シエンタ1台(乗客3人乗り)。

5 補助金活用状況について

国や県の補助金を活用した。主なものは、国の補助金として「地域公共交通確保維持改善事業補助金」を利用している。

6 工夫した点

- ① 全行政区での説明会を開催 町内21か所で説明会を実施。
- ② 予約センターの庁舎内配置 オペレーターと担当部署連携。
- ③ 新交通サービスの段階的導入 第1期は無償、第2期は有償、そして本格導入へ。

7 解決する問題点

- ① 町外への停留所の設定：町内移動がメイン、町外は田川市4か所。
- ② 運賃設定：町外運賃は公共交通を乗り継ぐより高く、タクシーの6割程度に設定。
- ③ 有償化に係る各種手続き：運輸支局とコンサルと連携を密に実施。

主な質疑応答

- Q** テスト運行第1期は無料、第2期は有料でした。テスト運行で見えてきた課題等は。
- A** 当初、停留所は距離の近い施設にまとめていたが、利用者は高齢者が多く、中途半端に歩かなければならない事態が多く発生したため分離・再設定した。AIシステムを運用する中で蓄積したデータを用いてパラメータ調整を行うことで、より効率的な配車ができるようにした。また、号車ごとの偏りが出な

いようにした。

Q 第1期テスト運行と第2期テスト運行での収支は。

A 第1期の収入は、運行収入0円（無償）、交付金利用約140万円。支出は運行業務委託費、予約オペレータ委託費などで約852万円。

第2期の収入は、運行収入約134万円。支出は運行業務委託費、予約オペレータ委託費などで約1千321万円。

第1期でマイナス約712万円、第2期でマイナス約1千187万円。

Q 乗車人数が超過したり、乗れないということは起きないのか。

A 乗車人数は、1号車5人、2号車3人の定員が決まっており、一度に人数以上の予約が取れない仕様になっている。乗合交通サービスなので、乗車しようとしたタイミングで他のお客様が乗っている可能性もある。

Q 停留所から停留所ではなく、自宅での送迎にした理由は。

A 停留所から停留所だけだと、無料の福祉バスと大差がない。

今後の有料化を見据えると、福祉バスとの差別化が必要である。

利用者は高齢者が多いものと想定。買い物帰りなど荷物を抱えて長距離移動は不便であり、自宅で乗降できれば利便性向上につながる。

総務建設常任委員会報告書

開催日時：令和6年11月11日（月）

午前10時30分～午後1時20分

開催場所：会議室302

1 播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例制定等について

播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例制定等について、所管する危機管理課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

条例名として「播磨町見守りカメラの設置及び運用に関する条例」とする予定である。制定の理由として、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目的として令和7年3月から稼働するカメラの設置及び運用についての必要事項を定める。施行日は令和7年3月1日を予定している。

条例及び施行規則の目的は、「町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与すること」と「見守りカメラ設置に伴う町民等の権利、利益の保護への配慮」である。原則としては、「見守りカメラの設置及び運用に町民の権利に十分な配慮を行うこと」と「目的のため、関係機関等との十分な連携を図ること」とする。

遵守事項としては「撮影の対象区域及び範囲を最小限にする」、「画像データの保管は2週間以内にする」、「保管期間を過ぎた画像データは復元できないようにする」、「画像データの適正な管理のため措置を講じる」、「見やすい場所に見守りカメラ設置を表示すること」とする。

画像データの提供要件は、「警察や検察庁などの捜査機関からの要請を受けたとき」、「法令等に規定があるとき」、「町民等の生命、身体又は財産の保護のため緊急を要するとき」とする。また、見守りカメラの適正な管理を行うために管理責任者等の設置を規定する。

運用状況の公表は、毎年度、設置台数及び設置場所、画像データ提供先の名称、提供理由、件数をホームページで公表する。

【主な質疑応答】

Q 遵守事項の中で、画像データの保管は2週間以内になっているが、その根拠は。

A 近隣自治体と同様に2週間としている。

Q 見守りカメラの映る範囲について、住民の方にすべて了解を得ているのか。
A 工事にあたり周辺住民の方には、工事業者の方から連絡している。また、自治会にも工事の回覧を回している。

Q 遵守事項の中で、撮影の対象区域及び範囲を最小限にするとは、どういう意図があるのか。

A 範囲については、基本的に道路側を映す方向であり、プライバシーにかかわる建物部分は出来るだけ映さないようにしている。区域については、通学路周辺やゴミステーション、警察からの要望箇所を映すことになっており、地図上で見ると最小限になっていないように見える。

Q ゴミステーションで不法投棄などがあつた場合に、画像データの請求は出来るのか。

A 警察からの請求があれば提供できる。

2 播磨町のタウンプロモーションについて

播磨町のタウンプロモーションについて、所管する企画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

タウンプロモーションとは、一般的に町の魅力を発掘・創造して、これを町内外へ発信することで、地域の統一イメージを形成し、まちのブランド力を高めるとともに、まちづくりに様々な効果を波及させる取組である。この取組により、それに関わる多くの人がお互いにつながり、積極的に町の魅力を発信することによって、播磨町に住む人や訪れる人を増やしていくことを目的としている。

ホームページでは、播磨町の魅力や施策、情報を町内の方だけでなく、町外の方にも広く発信し、播磨町という町を知ってもらう広報活動を行っている。

ホームページをより見やすく、より分かりやすくするために、イベントカレンダーのコンテンツを充実させ、行事やイベント、講座や教室などを掲載し、周知に努めている。また、広報はりまにQRコードを掲載し、より効率よく情報を伝えている。

令和4年度の機構改革のタイミングで、広報はりまをリニューアルした。まちの動きが分かる「はりま☆TOWN NEWS」を新設し、行政情報をより見やすくするために、縦書きから横書きに変更した。

また、広報はりまの発行に合わせて、動画による情報発信として、令和5年7月から毎月、播磨町のいいところを紹介する町長動画を配信している。

新たなPR広報紙「3×3」を作成し、町の新たな魅力の発見に繋がるよう紹

介している。

令和5年度から庁内にタウンプロモーション委員会を設置し、播磨町の魅力を表す新たなキャッチコピー「3×3でちょうどいい」とそのロゴマークを考えたり、令和6年度には、職員自ら情報発信動画を作成するなど、様々な取組を行っている。

SNSによる情報発信にも力を入れており、LINEの機能を拡充して、必要な情報だけを受信できるように「セグメント配信」をしている。現在播磨町公式LINEの友だち数は、18,500人を超えている。

令和5年度にPRポスターをリニューアルし、野添北公園の桜や大中遺跡公園、新島の赤灯台をイラスト表現したポスターに変更した。

播磨町ふるさとPR大使ですが、平成31年1月に民謡歌手の岡部祐希氏、令和5年7月にお笑い芸人のレイザーラモンHG氏、令和6年2月に俳優の望月雅友氏に委嘱し、播磨町のPRを行っている。

情報を発信するだけでなく、住民の方との対話も進めており、各コミュニティセンターでオープンミーティングやタウンミーティング、テーマごとや年代ごとの懇談会なども実施している。

協働のまちづくりに向けて、誰もが情報に触れやすく、まちの動きが分かるまちをめざし、情報を共有し、住民の方とのコミュニケーションを大切にすすめていく。

【主な質疑応答】

- Q** 明石市はホームページで、子育て支援の面白いPRを専門にしたページを作っている。播磨町は情報を届けることに視点を置いた形なので、もっとPRに力を入れてはどうか。
- A** 令和6年度に改善点を洗い出し、令和7年度に細かな修正ですが、トップページから見やすいホームページ作りを検討中である。探し出す内容だけでなく、いろいろな情報が、そこから入っていけるよう、関連付けて発信していく仕組み作りを考えている。
- Q** 「3×3でちょうどいい」のキャッチコピーとロゴマークは、よく考えられているが、その意味を理解してもらえない人が多いように思いますが、お考えは。
- A** ロゴについては、町のコンパクトさを魅力として捉えて作成したものであり、町内外に広く広めるにあたり、現在、広報はりまの表紙にも使っている。9月号の広報はりまの中で説明している。

3 姫路市及び播磨町における連携中枢都市形成にかかる連携協約の変更について

姫路市及び播磨町における連携中枢都市形成にかかる連携協約の変更について、所管する企画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

連携中枢都市圏とは、地域において相当の規模と中核性を備えた圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点である。

播磨圏域においては、中核都市である姫路市が連携中枢都市となり、姫路市を含む8市8町で連携協約を締結している。

連携中枢都市と周辺の市町が連携して、圏域の活性化と魅力の向上に取り組んでいくために、圏域の中長期的な将来像を示したビジョンを策定している。

播磨臨海地域道路網についても、各市町が連携して整備促進に取り組んでおり、国や県への要望活動を行っている。また、地域の企業や住民の方も参加する播磨臨海地域道路整備促進大会を開催している。

今回の連携協約変更は、これまでの連携協約では、新たに連携した取組を行う場合は、その都度協約の変更が必要であった。また、取組内容などが条文形式であり、少しわかりにくいという課題があった。そこで、検討する取組の連携事業化により、迅速かつ柔軟に対応したり、連携する取組の明文化を行ったりするために、体裁を条文形式から別表形式に改め、取組内容についても、総務省が定める連携中枢都市圏構想推進要綱の規定に準じた内容に整理し、令和7年度からの第3期ビジョンのスタートに合わせて変更する。

【主な質疑応答】

Q 10年前の連携協約と今回の連携協約がどのように変わるのか、分かりやすい説明を。

A これまで、それぞれの市町の役割と連携する取組内容が、条文の中に溶け込むような形で書かれており、新たに取組を行う場合は、その都度協約の変更が必要であった。それを分かりやすく、より見やすくするために、別表形式に改め、取組内容を統一することで、それぞれの市町が選び取り組みやすくなる。

Q 連携協約の変更は、8市8町全ての議決が必要なのか。

A 8市8町（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐

用町) 全ての議決が必要になる。

4 土山駅北地区のまちづくりの検討状況について

土山駅北地区のまちづくりの検討状況について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

(1) 令和6年度の取組

第1回えんたく会議を令和6年6月22日、「どうする！？土山駅北地区」と題してまちづくり懇談会を開催した。令和6年度の事業概要を説明し、意見交換会を実施した。

第2回えんたく会議を令和6年9月28日、これまでのえんたく会議での意見を整理し、「土山駅北地区に必要な施設」について、必要度（絶対必要、あれば嬉しい）について意見交換を実施した。

第3回えんたく会議を令和6年11月16日、土山駅北地区の土地利用について意見交換を行い、あわせて実現に向けた事業手法に関する勉強会を予定している。

第4回えんたく会議を令和7年1月に、令和6年度の最終回となり、取組の総括を兼ねて、検討結果を説明する予定である。

(2) その他の取組

令和6年9月20日、播磨南高等学校の地域デザイン類型2年生に協力いただき、「どんな施設があったら土山駅北に足を運びますか？」というテーマでワークショップを行った。

令和6年10月20日から22日までの3日間で、土山駅利用者に対して「あなたにとって未来の土山駅北側の近くにあったら良いなと思う施設は何ですか？」というテーマでオープンハウス形式にて意見を募集した。

令和6年10月26日に奈良県三宅町の「三宅町交流まちづくりセンターMiiMo」と天理市の「天理駅前広場コフフン」を視察した。

【主な質疑応答】

- Q** 土山駅北周辺開発のポイントの一つとして、車の流れの意見や現在考えていることは。
- A** 地域にお住いの方から特にありませんでしたが、生活していく上で安全に歩ける道であったり、車と歩く人たちの分離をどのようにするか考えていきたい。
- Q** えんたく会議を定期的に行っているが、来られる人が限られていないか、

来られていない人への対応は。

- A** 地権者の方にまちづくり通信など郵送しているが、特に重要と思われる節目には、ユーチューブ配信したり、録画配信を行っている。当事者意識を持っていただけるよう、地域と一緒に協力して盛り上げていきたい。

5 北古田周辺地区のまちづくりの検討状況について

北古田周辺地区のまちづくりの検討状況について、所管する都市計画課より説明を受け質疑を行った。

【説明の概要】

令和5年度より北古田周辺（北古田1丁目の一部、2丁目、大中4丁目）の市街化調整区域について、より良い土地利用のあり方の検討を開始した。

令和6年度からは当地区に入り、説明会等の開催を通して、関係者とともに、北古田周辺地区における将来のまちづくりの検討を進めている。

令和6年度の取組として、将来のまちづくりに向けた第1回説明会を令和6年8月23日24日に、播磨町健康いきいきセンターで行った。

当地区の居住者、土地や建物の所有者向けに初めての説明会を行った。初回であるため、まちづくりを検討するに至った経緯及び対象地区の現状を説明し、質疑を行い、まちづくりの方向性についてのアンケート調査を実施した。

第2回説明会を令和6年10月18日に行い、第1回参加者アンケートの結果報告とまちづくりの検討の流れ及びまちづくりの事業手法を紹介し、質疑とアンケートを行った。

今後の予定として、第3回説明会を令和6年12月14日に予定しており、全権利者対象に土地利用意向アンケート調査を令和6年12月中に発送する。

第4回説明会を令和7年2月下旬から3月上旬に予定している。

また、当地区の取組を、周知できるように「まちづくりニュース」を発行する。

【主な質疑応答】

Q 隣接している加古川市との連携や調整をどのように進めるのか。

A 隣接している部分の調整は認識している。折を見て加古川市都市計画課に播磨町のまちづくりの考えを伝え連携を密にしていく。

Q 加古川市との行政界がギザギザで分かりにくい状態になっている。町の考えは。

A 今のギザギザの行政界は、まちづくりを進めていく上では、難しい部分もある。容易に解決できるものではないので、お互いの考えを調整しながら進めていく。